

(3) 青色申告者

(単位 : 人)

区 分	営業所得者	農業所得者	その他事業所得者	その他所得者	計
70万円以下	810	1	68	171	1,050
100 "	1,540	8	135	308	1,991
150 "	3,440	70	383	1,227	5,120
200 "	4,026	244	524	1,643	6,437
250 "	3,977	377	636	2,011	7,001
300 "	3,591	543	707	1,882	6,723
400 "	5,118	1,484	1,258	3,464	11,324
500 "	3,100	1,608	961	2,799	8,468
600 "	1,676	1,455	630	2,170	5,931
700 "	901	1,189	513	1,694	4,297
800 "	513	937	383	1,323	3,156
1,000 "	455	1,109	583	1,866	4,013
1,200 "	160	474	377	1,065	2,076
1,500 "	110	274	437	998	1,819
2,000 "	54	105	491	947	1,597
3,000 "	30	41	476	780	1,327
5,000 "	4	10	318	517	849
5,000万円 超	8	4	238	311	561
合 計	29,513	9,933	9,118	25,176	73,740

調査対象等：平成12年分の申告所得税の納税者のうち、青色申告者について、平成13年3月31日現在の合計所得により階級区分して、それぞれの分布状況を示したものである。

用語の説明：青色申告とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいた正確な申告と完全な納税をすることを目的として設けられている制度である。このため、一般の申告と区分するため青色の用紙で申告することになっているので、青色申告といわれている。

青色申告が認められているのは事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告をした者には税務計算上種々の特典がある。